

オーストラリア語学研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、より高い語学力・コミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、国際感覚の育成や異文化理解の促進を図るため、オーストラリア語学研修に参加する京都府立高等学校の生徒（以下「生徒」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、教育長が補助対象者と内定し、別に定める語学研修に参加した生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する語学研修に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 1往復分の国際航空運賃（新規発券時の発券に係る手数料を含む。）
- (2) 燃油特別付加運賃
- (3) 航空保険特別料金
- (4) 空港諸費用
- (5) 授業料及び宿泊料（食費を除く。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、生徒1人につき20万円と補助対象者が支弁した補助対象経費の実支払額の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 この要綱に基づく補助金には、規則第4条の2の規定は、適用しない。

(交付申請)

第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、第3条に規定する経費の額を証明する書類を添えて、別に定める期日までに教育長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第2号様式によるものとし、第2条に規定する語学研修に参加したことを証明する書類を添えて、別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

(経由)

第7条 この要綱に基づき教育長に書類を提出する場合は、生徒が在学している学校の

長を経由しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 教育長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) この要綱の趣旨に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。